

サービスの概要

- 下請債権保全支援事業は、下請建設業者等の経営・雇用の安定、連鎖倒産防止等を図る目的で国土交通省により創設された制度です。
- お客様が元請建設業者に対して有する建設工事(東日本大震災被災地域における災害廃棄物の撤去等含む)の債権の決済を弊社が保証いたします。お客様のご要望に応じて、弊社が保証をお引受したお手形を割り引きいたします。

ご利用のメリット

債権保全

元請先の倒産等による債権の焦げ付きを回避

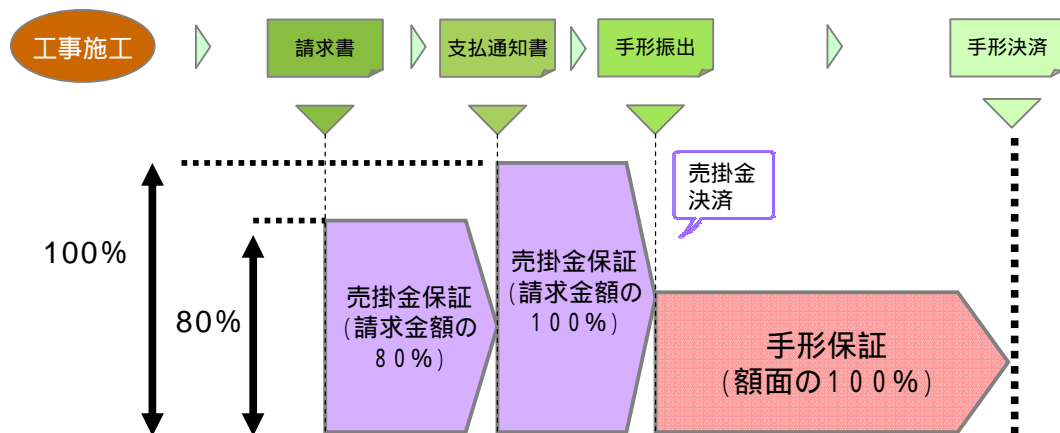
保証料の助成

保証料率の3分の2(上限4%)が国により助成されます

下請回数に関係なく保証対応

元請 一次下請だけでなく、一次 二次下請間も保証可能

保証のイメージ図



売掛金の保証については、請求書発行段階では請求金額の8割までを限度に保証いたします。元請建設業者からの支払通知等により債権が確定した場合は全額の保証が可能となります。

お手続きの流れについて

『申込 保証開始スケジュール』

保証希望銘柄のお申し込み

保証条件のご提示

成因書類・手形(写)のご提出

審査 保証承諾

保証契約の締結

保証料のお振込み

保証開始

手形割引(ご希望の場合)

デフォルト発生!

保証履行

お申し込みから保証開始まで最短6営業日に対応させていただきます。

保証に際しては弊社所定の審査があり、審査結果によりご希望に沿えない場合があります。

保証にあたってのご提出書類は以下のものとなります。

契約内容を確認する書類

- ・支払条件記載の注文書・請書
- ・請負契約書
- ・取引契約書

+

支払を確認する書類

- ・支払通知書
- ・弊社が認めた請求書
- ・手形(写)

初めてお取引を頂く場合、以下の書類をご提出願います。

- ・会社案内
- ・ご決算書(直近1期分)
- ・印鑑証明

保証料について

- 保証料率(年率)の3分の2(上限4%)が助成されます。
但し本制度の利用料として年率1%の手数料が必要となります。
- 助成料率控除、利用手数料支払のお手続きは弊社にて代行いたします。
- お客様ご負担の保証料率(年率)は2~12%となります。

1000万円の債権を保証した場合の保証料目安

お客様ご負担 保証料率(%) (利用料含む)	10%	82,192円	164,384円	246,575円	328,767円
	9%	73,973円	147,945円	221,918円	295,890円
	8%	65,753円	131,507円	197,260円	263,014円
	7%	57,534円	115,068円	172,603円	230,137円
	6%	49,315円	98,630円	147,945円	197,260円
	5%	41,096円	82,192円	123,288円	164,384円
	4%	32,877円	65,753円	98,630円	131,507円
	3%	24,658円	49,315円	73,973円	98,630円
	2%	16,438円	32,877円	49,315円	65,753円
			30	60	90
		保証期間(日)			

計算式:

保証料 = 保証債権額 × ご負担保証料率 × 保証期間(日) ÷ 365

ご負担保証料率 = 表面保証料率 - 助成料率(上限4%) + 利用手数料率(1%)

お申し込みの際の確認事項

お客様(下請建設業者様)についてのチェック項目

確認	チェック項目
	次のいずれかに該当する。 元請建設業者から 建設工事(東日本大震災被災地域 1)におけ災害廃棄物の撤去等含む を直接請け負っている下請建設業者である 元請建設業者に建設工事に関する資材を直接供給している資材業者である
	資本の額もしくは出資の総額が20億円以下、または従業員の数が1,500人以下である

元請建設業者(直接の注文者)についてのチェック項目

確認	チェック項目
	保証を開始する年度および前年度に公共工事の受注実績がある、 または保証を開始する日において有効は経営事項審査を受けている 2
	破産会社等に該当しない(民事再生、会社更生、特別清算の各申立て含む)
	手形交換所による取引停止処分を受けていない
	財務内容の健全性が著しく損なわれている企業でない

保証の対象となる債権(手形含む)についてのチェック項目

確認	チェック項目
	建設工事に関する請負債権または資材販売債権である (出来形部分等に対する支払に係る債権を含む 3)
	一回の保証契約あたり、保証額の合計が100万円以上である
	手形の場合、振出日から支払期日までが120日以内である

1 被災地域とは、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域(東京都を除く)(岩手・宮城・福島3県の全ての市町村及び青森・茨城・栃木・千葉・長野・新潟各県の一部の市町村詳細は、厚生労働省のHP <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015dbd.html> をご確認ください。

2 保証開始日の1年7ヶ月前の日の直前の事業年度終了の日以降に受審していること

3 出来形部分等に対する支払に係る指名債権(売掛債権)の場合は、以下のいずれかの書類が必要です。
元請建設業者が交付した支払通知書等

下請建設業者等からの請求額が示された書類、ただし請求後、元請建設業者が支払通知をする等により支払額を認めるまでの間は、**請求額の8割**が保証の上限。

ご利用の留意点

◆ 対象債権

元請建設業者を債務者、お客様を債権者とする債権であって、**建設工事(東日本大震災被災地域 1におけ災害廃棄物の撤去等含む)**の出来形部分等に対する代金の支払に関するものが対象となります。手形債権の場合は、元請建設業者が直接振り出した手形に限り、振出日から支払期日までの期間が原則として120日以内である必要があります。

◆ 保証金額

一回の保証契約についての保証下限額は100万円となります。複数の債権(売掛金、手形)を保証する場合は、その合計額が100万円以上であれば保証可能です。

◆ 保証限度額

下請債権保全支援事業では、元請建設業者および、ご利用されるお客様毎に保証上限が設定されるため、ご希望に沿えない場合があります。

◆ 審査

保証に際しては弊社所定の審査があり、審査結果によりご希望に沿えない場合があります。なお、審査の基準等に関する照会には一切応じかねますので予めご了承ください。

◆ 保証の申込、契約について

保証のお問い合わせを頂いたこと、および保証契約を行った事実等について、元請建設業者に伝わることはありません。ご安心してお申し込みください。

◆ 保証履行

保証期間中に元請建設業者が下記保証事由に該当したこと、かつそれによりお客様の有する債権の全部または一部が支払期日に支払われなかった場合、弊社はお客様からの保証金支払の請求および弊社が指定する必要書類の提出を受け、保証債務を履行いたします。

保証事由

元請建設業者につき、民事再生手続、会社更生手続、破産手続、特別清算の開始申立てがあったこと、資金不足または取引なしの事由による振出手形の不渡があったこと(保証対象手形の一回目不渡を含む)。

手形交換所により取引停止処分を受けたこと。

元請建設業者またはその代理人から保証窓口に対し、任意整理開始の通知がなされたこと、または、任意整理のための債権者集会における債権者委員会による整理着手の公表があったこと。

元請建設業者の代表者およびその代理人が所在不明となったこと。

支払遅延、手形ジャンプは保証履行要件とはなりません。また、当該理由による保証期間の延長は一切できませんのでご注意ください。